

## 第47号議案

# 品川区墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例の一部を 改正する条例

### 1. 改正理由

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、会社の支店の所在地における登記が不要となった。これに関連して、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「改正法」という。）により、宗教法人法の一部も改正され、公益法人等の従たる事務所等の所在地における登記義務が廃止され、宗教法人法第59条から第61条が削除されることとなった。

これに伴い、宗教法人法の規定を引用している「品川区墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例（平成24年条例第26号）以下「条例」という。」を改正する必要性が生じたため。

### 2. 改正内容

宗教法人に係る墓地等の経営主体の規定を整備する。（条例第3条第2号）本条例改正により、墓地等の経営主体になり得る者に変更はない。

品川区墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例新旧対照表

新	旧
(墓地等の経営主体) (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項の宗教法人で、 <u>同法第52条第2項または同法第53条の規定により登記された事務所</u> を区内または区に隣接する特別区内に有し、かつ、継続した活動を行っているもの	(墓地等の経営主体) (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項の宗教法人で、 <u>同法第5条第1項の主たる事務所または同法第59条第1項の従たる事務所</u> を区内または区に隣接する特別区内に有し、かつ、継続した活動を行っているもの

### 3. 施行日

令和4年9月1日